

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年6月7日（火） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局 長 小松崎 佳之
事務局次長 小川 史江
主 査 補 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

1 1 番、石井 正美委員、
1 番、鈴木 有光委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 1 班です。
鈴木有光班長より総括報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長

浅海 議長 1 番、鈴木有光班長

鈴木 班長 1 班の現地調査の報告をいたします。
5 月 3 1 日午後 1 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 4 名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員 2 名と共に現地調査
を実施しました。
提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件、農
地法第 5 条の規定による許可申請について 4 件、農用地利用集積計画につい
て 1 件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1 件の計 8 件です。
1 班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程、
よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 1 班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議
番号 1、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 で
ございます。
本申請は、譲受人と譲渡人が、互い違いで所有していた農地を、それ
ぞれ一団の農地として農業経営を効率化することを目的として、交換を
行うものです。
申請地は、畑 1 筆、面積 8 5 9 平方メートルです。
営農計画は、年間を通して梨の栽培を行います。
譲受人の取得後の経営面積は 2. 8 ヘクタール以上となり、年間の従事
日数は 3 0 0 日で、専農従事者数は 4 名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積859平方メートルの梨畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第1号農地法第3条の許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2で

ございます。本申請は、譲受人と譲渡人が、互い違いで所有していた農地を、それぞれ一団の農地として農業経営を効率化することを目的として、交換を

行うものです。

申請地は、畑2筆、合計面積898平方メートルです。

営農計画は、年間を通して梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は0.9ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は1名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

大山 委員

議長

浅海 議長

大山貴推進委員

大山 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積898平方メートルの梨畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1と審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長
浅海 議長
山田主査補
浅海 議長
山田主査補

ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。
事務局に議案の説明をお願いします。

議長

山田主査補

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積250平方メートルの、使用貸借による専用住宅用地で、審議番号2が、畑1筆、面積2.21平方メートルの、使用貸借による公衆用道路用地です。なお、公衆用道路用地については、転用後、市に帰属することとなっています。

申請理由は、譲受人は家族4人でアパートに居住しており、手狭となったことから、実家に近く住環境の良い当該地に新たに住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枡を設置するとともに、コンクリートブロック1から2段積みで周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、実家に近接しており、利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び借入れにより賄い、金融機関の残高証明書及び借入事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長
板橋 委員
浅海 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

6番、板橋睦男委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

5月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積250平方メートルで、審議番

号2が、畑1筆、面積2.21平方メートルで、合計2筆、面積252.21平方メートルです。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、残地の農地は今後も適切に管理及び耕作を行うこと、前面道路は狭く、車両の往来も多いことから、工事中はもとより、工事完了後も車両の出入り等には注意するとともに、車両の転回などを行う際は、安全に配慮すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、審議番号3を議題といたしますが、審議番号3及び審議番号4は関連していますので、一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、審議番号3及び審議番号4を一括審議といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3及び審議番号4は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号3が、畑1筆、面積305平方メートルの、使用貸借による専用住宅用地で、審議番号4が、畑1筆、面積1.54平方メートルの、使用貸借による公衆用道路用地です。なお、公衆用道路用地につ

いては、転用後、市に帰属することとなっています。

申請理由は、譲受人は実家で両親と同居していますが、子供が生まれ手狭となったことから、実家に隣接する当該地に新たに住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枿を設置するとともに、コンクリートブロック1から3段積みで周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、実家に近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、借入れにより賄い、金融機関の借入仮審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、本申請前に譲渡人である土地所有者より代理人をとおして、申請地と隣接する住宅地の一部で転用許可を得ずに増築を行っていた旨の申出を受けたことから、非農地申請の可否について県と調整を済ませており、本件終了後、別途非農地申請を行うことを代理人に確認しております。

以上です。

浅海 議長
古川 委員
浅海 議長
古川 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

3番、古川和昭委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3及び審議番号4は関連していますので一括してご説明いたします。

5月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号3が、畑1筆、面積305平方メートルで、審議番号2が、畑1筆、面積1.54平方メートルで、合計2筆、面積306.54平方メートルです。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接する農地との境界に土えん堤を設置することで土砂の流出対策とすること、および隣接する道路との境界に対策を施さないことは適切なのか質問したところ、追加で対策を取るとの回答があり、本日、周囲をコンクリートブロック積みすることとした土地利用計画書及び

土地利用計画図に差し替えられたことを確認しました。

次に、隣接する住宅敷地の地目が農地となっている件で、今後の予定を確認したところ、現在分筆作業を進めているところで、完了し次第、速やかに非農地申請の手続きを行うとの回答でした。

最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと、

事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号3及び審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号3及び審議番号4は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積4,224平方メートルの内、4,000平方メートルの農地の賃借権の更新で、更に1年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

なお、期間を1年間とすることについてですが、従農者の体調が万全で

はないため、営農に支障が出る恐れがあることから、短期間の貸借とした旨の申し出があったことによるものです。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治委員

澁谷 委員 議案第3号農用地利用集積計画について報告いたします。

現地は、畑1筆、面積4,224平方メートルの内、4,000平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を1年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でございます。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑3筆、合計面積18,241平方メートルの内、18,220平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者1名の計2名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、従事年数、耕作等につきましては、農業経営実態

証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

浅海 議長

7番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について報告いたします。

現地は、畑3筆、合計面積18,241平方メートルの内、18,220平方メートルで、生産緑地に指定された普通畑として耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われそうですが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書7ページから8ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について2件の合計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年 7月 7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光